

処 分 基 準

平成28年1月14日作成

| |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項：第11条第4項 |
| 処 分 の 概 要：けん銃等又は猟銃の所持許可の取消し |
| 原権者（委任先）：熊本県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、同第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第11条第4項 火薬類取締法第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特例） 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等） |
| 処 分 基 準： 当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。 |
| 問 合 せ 先：申請先警察署の生活安全課（係） 熊本県警察本部生活環境課（電話番号：096-381-0110） |
| 備 考： |